

本件請求は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

（理 由）

法第 242 条第 1 項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨を規定しています。

本件請求において請求人は、「600 万円の返金があったにもかかわらず、生活保護費を受給していることは違法であるので、全額を返還」させる措置を求めています。

しかしながら、「600 万円の返金があった」との請求人の主張は、「請求人が提出した事実証明書」の内容からは、請求人独自の推測の域を出ず、「当該事実証明書」では違法又は不当とする事実を証する書面が添付されているとはいえません。

したがって、本件請求は、法第 242 条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。